

生活困窮者支援における食支援について

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課
生活困窮者自立支援室 室長 米田 隆史

生活困窮者自立支援制度の体系

R5予算：545億円
+ R4二次補正予算：60億円（※）
※新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金等



来所
訪問

包括的な相談支援

本人の状況に
応じた支援

◆ 自立相談支援事業

- 全国907自治体で1,388機関
- 生活と就労に関する支援員を配置したワンストップ相談窓口
- 一人一人の状況に応じ、自立に向けた支援計画を作成

再就職のために
住まいの確保が必要

◆ 住居確保給付金の支給

- 就職活動を支えるための家賃費用を有期で給付

就労に向けた
手厚い支援が必要

□ 就労準備支援事業

- 一般就労に向けた日常生活自立・社会自立・就労自立のための訓練

□ 認定就労訓練事業

- 直ちに一般就労が困難な方に対する支援付きの就労の場の育成

家計の見直しが必要

□ 家計改善支援事業

- 家計を把握することや利用者の家計改善意欲を高めるための支援

緊急に衣食住の
確保が必要

□ 一時生活支援事業

- 住居喪失者に一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供
- シェルター等利用者や居住困難者に一定期間の見守りや生活支援

子どもに対する
支援が必要

□ 子どもの学習・生活支援事業

- 子どもに対する学習支援
- 子ども・保護者に対する生活習慣・育成環境の改善、教育・就労に関する支援等

生活困窮者自立支援法の対象と支援の在り方

生活困窮者の定義

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者

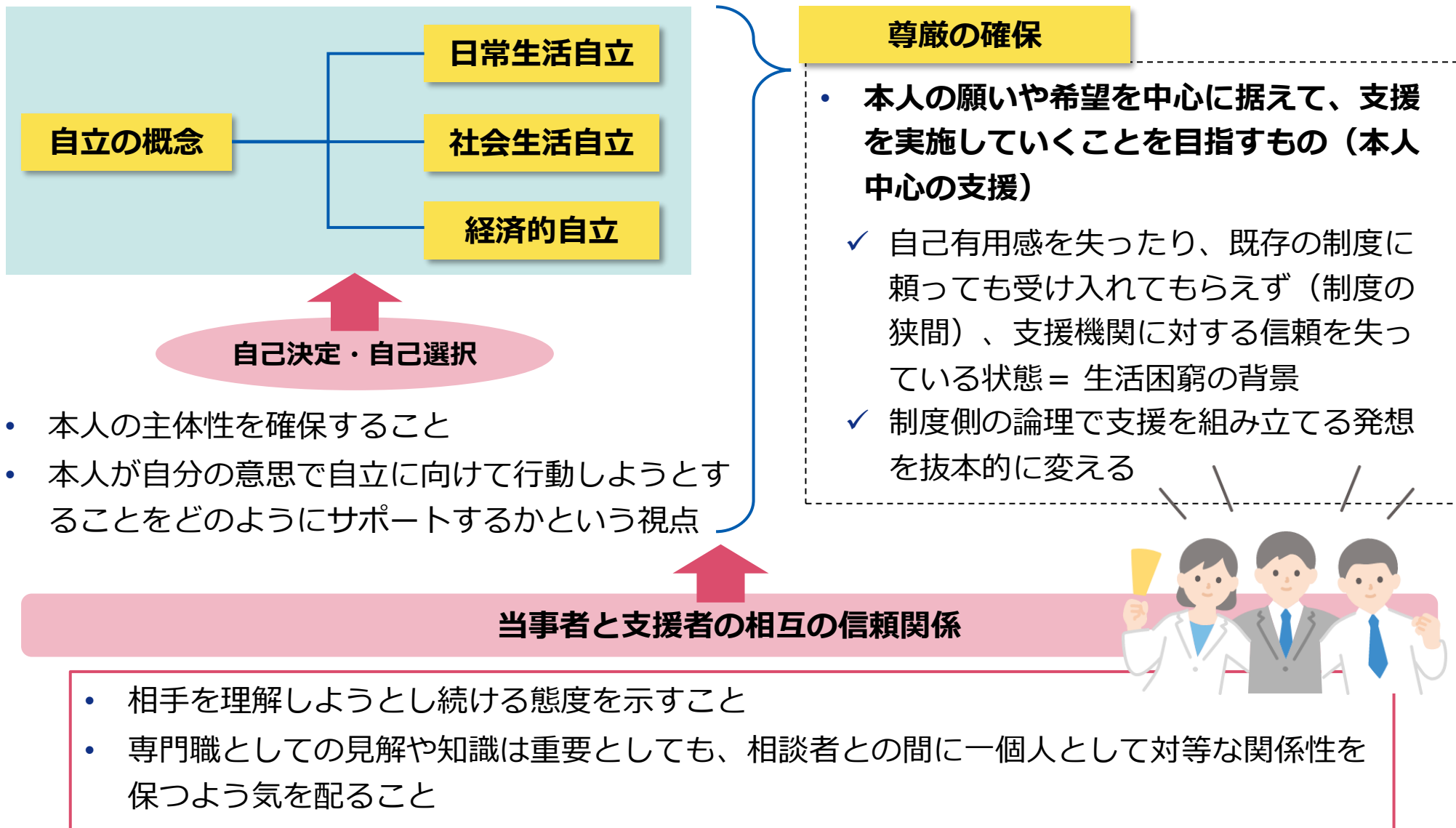


支援のポイント

- ☑ 相談に際して資産・収入に関する具体的な要件はなく、複合的な課題を抱える生活困窮者がいわゆる「制度の狭間」に陥らないよう、できる限り幅広く対応
- ☑ 生活困窮者の中には、社会とのつながりが薄れ、自らサービスにアクセスできない者も多いことから、アウトリーチも行いながら早期支援につながるよう配慮するとともに、孤立状態の解消などにも配慮。
- ☑ 支援に当たっては、法に定める各種事業、法外の関連事業、インフォーマルな取組などと連携。
- ☑ 既存の社会資源では生活困窮者の課題に対応できない場合には、地域における関係者との協議を通じて、新たな社会資源を開発。

生活困窮者自立支援制度の理念（2つの目標）

① 生活困窮者の自立と尊厳の確保



生活困窮者自立支援制度の理念（2つの目標）

② 生活困窮者支援を通じた地域づくり

- 生活困窮者の支援を通して、様々な分野の社会資源の連携を促進し、また、これらの活性化を図る。不足すれば創造する。
 - 行政、関係機関、地域住民等が協働して、「地域づくり」に取り組むことが重要。
-
- 生活困窮者が自立に向けた歩みを進めていくには、**自己肯定感や自尊感情**を取り戻すことがまずは不可欠。居場所やつながりの形成など、個々人へのアプローチのみならず、**地域に向けた取組**が必要。
 - 多様で複合的な課題を有する生活困窮者の課題解決のためには、**相応の包括的な支援**を用意することが必要。
 - 生活困窮者の**早期発見や見守り**のためには、地域のネットワークを強化することも大切。公的な制度だけでは対応できない場合には、**インフォーマルな支援や地域住民の力**も必要。
 - **福祉の枠組みを越えた取組**も必要。地域では、生活困窮者の働く場や参加する場も必要になり、その際は、**地域課題を解決するという視点**で検討することが大切。
 - ✓ 生活困窮者の就労を、農業の担い手不足を解決する手法として考える、地域産業の維持・振興と結び付ける
 - **支援する側・される側という関係を超えて**、生活困窮者も**地域社会の一員**として積極的な役割を果たしていく。

生活困窮者自立支援制度の理念（2つの目標）

② 生活困窮者支援を通じた地域づくり

近所に気になる家があるんだけど、相談できるかしら？

うちの地域食堂でボランティア体験受け入れるよ！

ちょうど人手不足だから、就労体験から始めてもいいなら、うちに来てみる？

勉強できるんだって？
子どもの学習・生活支援事業で子どもたちに勉強を教えてみない？

ひきこもってたって聞いてたけど、うちなら十分戦力になれるよ！

地域の一員として…

地域の人が自立相談支援機関に相談してくれたから、早めにご本人の困りごとにアプローチできました。（支援者）



早期発見・早期支援

地域食堂で就労体験をして、自分でも人の役に立ってるんだと思えました。仕事を始めても続けようと思います。（本人）

職場の人に「がんばってるね！」と言われたことが励みになりました。（本人）

自己肯定感・自尊感情の醸成

自立相談支援事業におけるインフォーマルサービスとの連携

- 自立相談支援事業の実施に当たっては、例えば地域のボランティアによる見守り活動や居場所の提供、食材等を提供するフードバンクなどのインフォーマルサービスも含め、生活困窮者自立支援法以外の各種制度やサービスも広く活用しながら地域全体として生活困窮者を包括的に支援することが重要とされている。

課長通知「生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について」（平成31年3月29日改正）（抜粋）

（別添1）自立相談支援事業の手引き

第1の2．生活困窮者自立支援制度の全体像

（3）フォーマル・インフォーマルを含めた支援メニュー

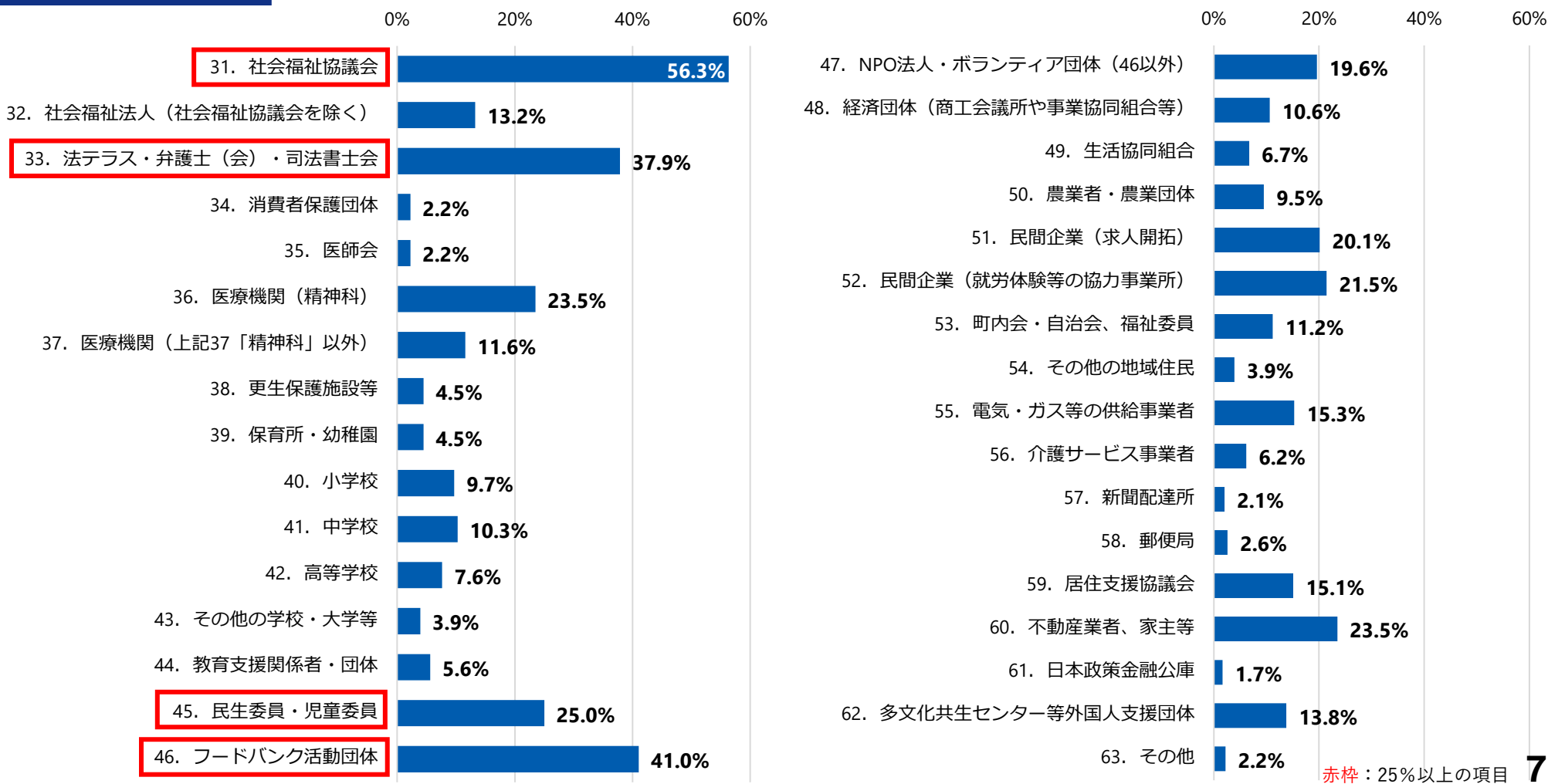
- 生活困窮者の支援にあたり重要なことは、法に基づく事業等のみで対応するものではないということである。
法以外の各種制度やサービスも広く活用しながら地域全体として生活困窮者を包括的に支援することが重要である。
- 法以外のサービスとしては、フォーマルなもののほか、インフォーマルなものがある。フォーマルサービスとは、制度に基づくサービスや支援のことであり、例えば、生活保護、ハローワークにおける職業紹介、ひきこもり地域支援センターにおける相談支援、障害者総合支援法に基づく相談支援や障害福祉サービスなどがある。一方、インフォーマルサービスとは、法制度によらない各種サービスや支援のことであり、例えば、地域のボランティアによる見守り活動や居場所の提供、**食材等を提供するフードバンクなどのサービス**がある。
- 地域においてこのように活用可能なサービスや事業、各種の取組を洗い出し、整理しておくとともに、**生活困窮者支援に必要と考えられる他の専門的な支援機関や各種事業・サービスの実施機関と連携をとる**ことができるようにしておくことが重要である。
- 必要なサービスがない場合、支援調整会議などの協議の場を活用し、**行政と民間が協働して地域の中で創り上げていく取組が必要**である。

新型コロナの影響により新たに連携を強化した機関・分野について

○ 社会福祉協議会に加え、法テラス・弁護士等、フードバンク活動団体と新たに連携を強化した自治体が25%以上見られた。

※ 令和3年度社会福祉推進事業「新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた生活困窮者支援のあり方に関する調査研究事業」アンケート調査（北海道総合研究調査会）

行政機関以外

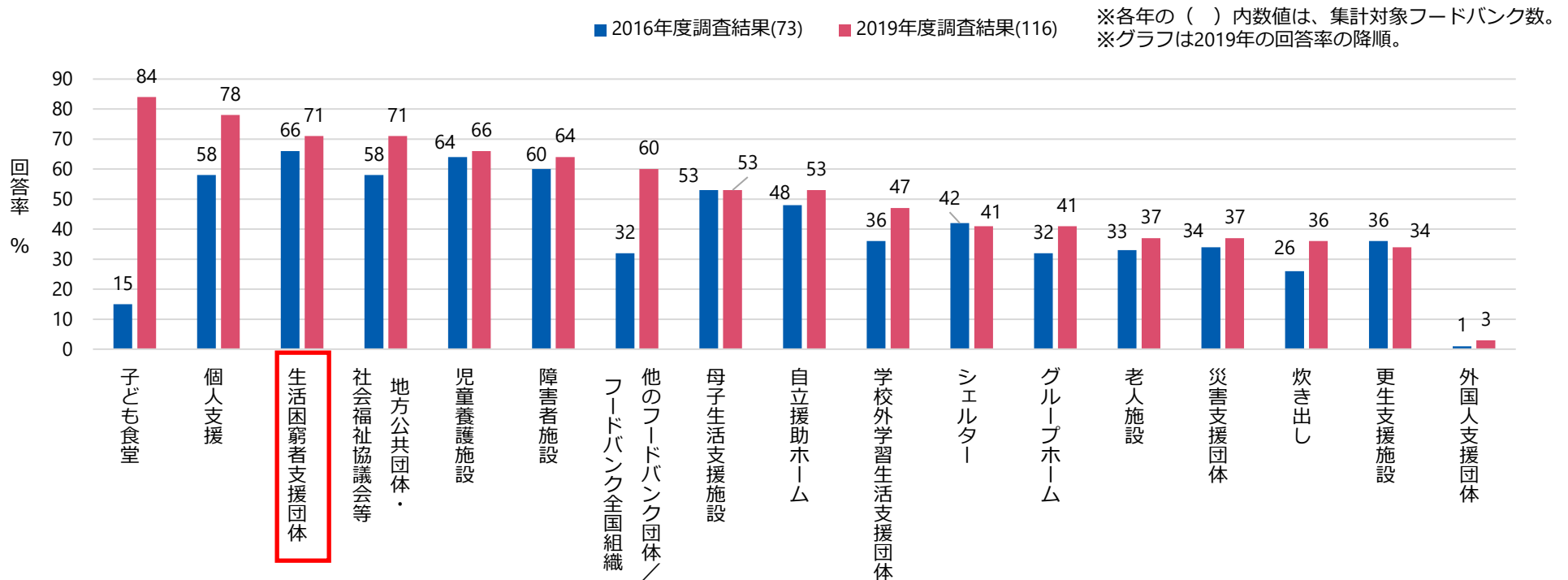


赤枠：25%以上の項目 **7**

自立相談支援機関とフードバンクとの連携状況

- フードバンクから提供される食品受取先として、「生活困窮者支援団体」は約7割となっている。
- フードバンクが行政に期待することとして、「生活困窮者が行政窓口を訪ねた際のフードバンクに関するきちんとした説明や対応」が挙げられている。

フードバンクから提供される食品受取先



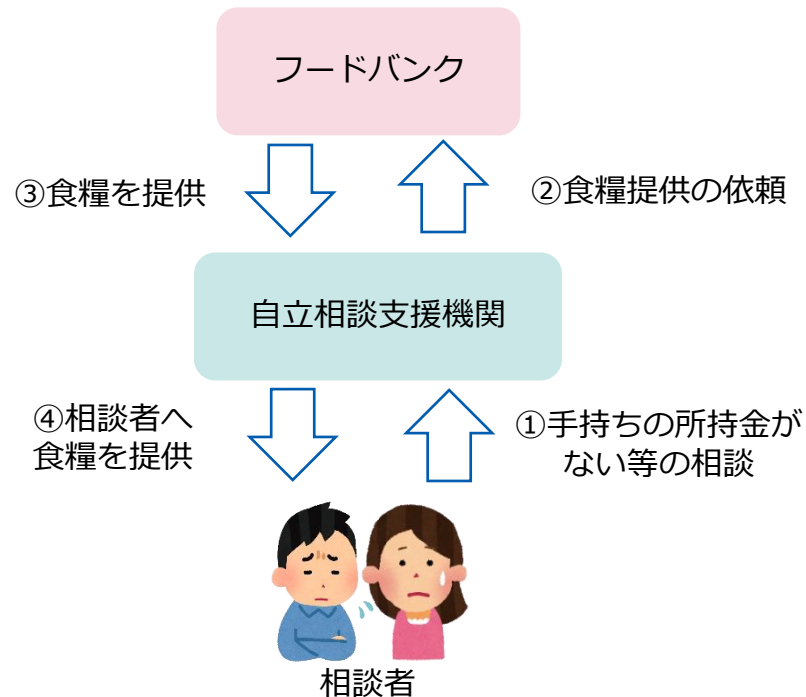
- フードバンクが行政に期待する主な意見の一つに、「生活困窮者が行政窓口を訪ねた際のフードバンクに関するきちんとした説明や対応」が挙げられている。

自立相談支援機関とフードバンクとの連携の具体的事例

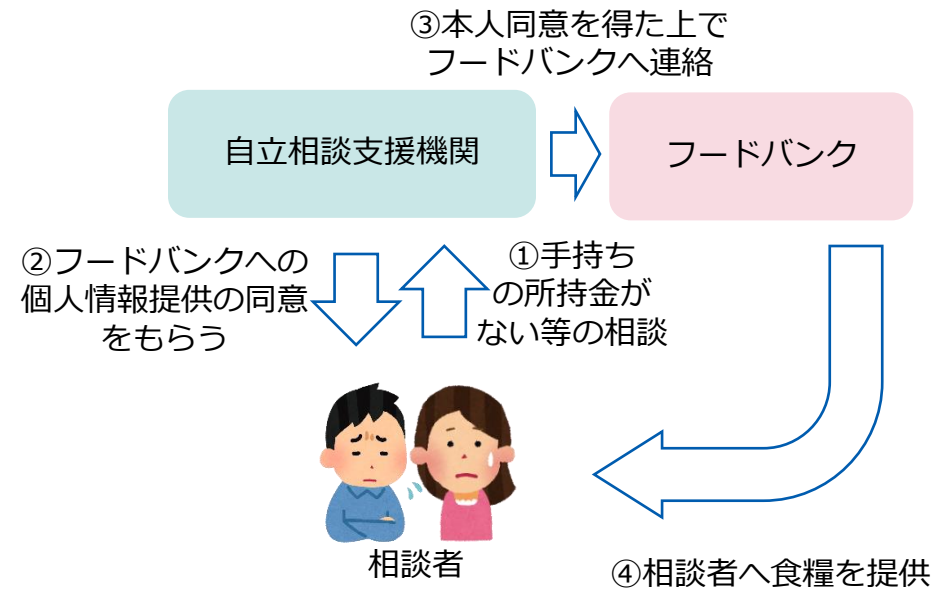
- 自立相談支援機関とフードバンクとの連携の具体的事例をみると、フードバンクから自立相談支援機関につながるほか、自立相談支援機関が窓口となって食糧提供を行ったり、フードバンクにつないで食糧提供が行われている例が見られている。

自立相談支援機関とフードバンクとの連携の具体的事例

フードバンクと連携して直接自立相談支援機関が食糧を提供する場合



自立相談支援機関がフードバンクにつなぐ場合



生活困窮者自立支援の機能強化事業

令和6年度概算要求額 31億円（－億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 物価高騰による生活困窮者の増加や孤独・孤立問題の深刻化、コロナ禍で顕在化した新たな支援層（※）や支援ニーズの多様化等の現状を踏まえて、自立相談支援機関等における多言語対応のための機器購入や、オンライン相談を目的としたICT整備等による運用機能の強化に係る経費を補助し、効果的・効率的な支援が十分に実施できるよう、生活困窮者自立支援制度の機能強化を図る。
（※）個人事業主、外国人、フリーランス、若年層等
- 加えて、緊急小口資金等の特例貸付を受けた借受人に対する相談支援や、債務整理支援、アウトリーチ支援の強化等に係る経費を補助し、フォローアップ支援の体制強化を図る。

2 事業の概要・スキーム

- 各自治体の生活困窮者自立支援において、生活困窮者の増加への対応や、新たな支援手法の導入等の機能強化を行う。

（事業メニュー）

1. 生活困窮者自立支援の体制整備事業

- ① **支援策の多様化を目的としたNPO法人や社会福祉法人等との連携強化**
- ② 多言語対応のための機器購入、通訳配置等による外国籍の方への生活困窮者自立支援の実施
- ③ 各種事業や関係機関との連携強化やオンライン相談を目的としたタブレット端末等のICT整備
- ④ 子どもの学習・生活支援事業におけるオンライン支援の強化に係る貸出用タブレットの購入等
- ⑤ その他自治体の創意工夫による自立相談支援等の強化に資する取組

2. 特例貸付借受人へのフォローアップ支援体制の強化

（スキーム）

国庫補助



※生活困窮者就労準備支援事業費等補助金

3 実施主体等

実施主体：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体907自治体）

負担割合：国3/4、都道府県・市・区等1/4

※ 事業メニューは、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（令和3年度補正予算及び令和4年度予備費・補正予算）のメニュー事業及び就職氷河期世代支援事業を踏襲。

重層的支援体制整備事業について

- 令和3年4月1日施行（社会福祉法第106条の4）
- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施**
- 市町村の手あげに基づく**任意事業**（令和5年度は189自治体が実施）。ただし、事業実施の際は、**I～IIIの支援は必須**
- 事業を実施する市町村に対して、**相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行**できるよう、交付金を交付

I 相談支援

包括的な相談支援の体制

- ・属性や世代を問わない相談の受け止め
- ・多機関の協働をコーディネート
- ・アウトリーチも実施

II 参加支援

- ・既存の取組では対応できない**狭間のニーズ**にも対応（既存の地域資源の活用方法の拡充）

【狭間のニーズへの対応の具体例】

生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態にないひきこもり状態の者を受け入れる 等

III 地域づくりに向けた支援

住民同士の顔の見える関係性の育成支援

- ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保
- ・多分野のプラットフォーム形成など、交流・参加・学びの機会のコーディネート
- 新たな参加の場が生まれ、地域の活動が活性化

**I～IIIを通じ、
・継続的な伴走支援
・多機関協働による
支援を実施**

重層的支援体制整備事業について（社会福祉法第106条の4第2項）

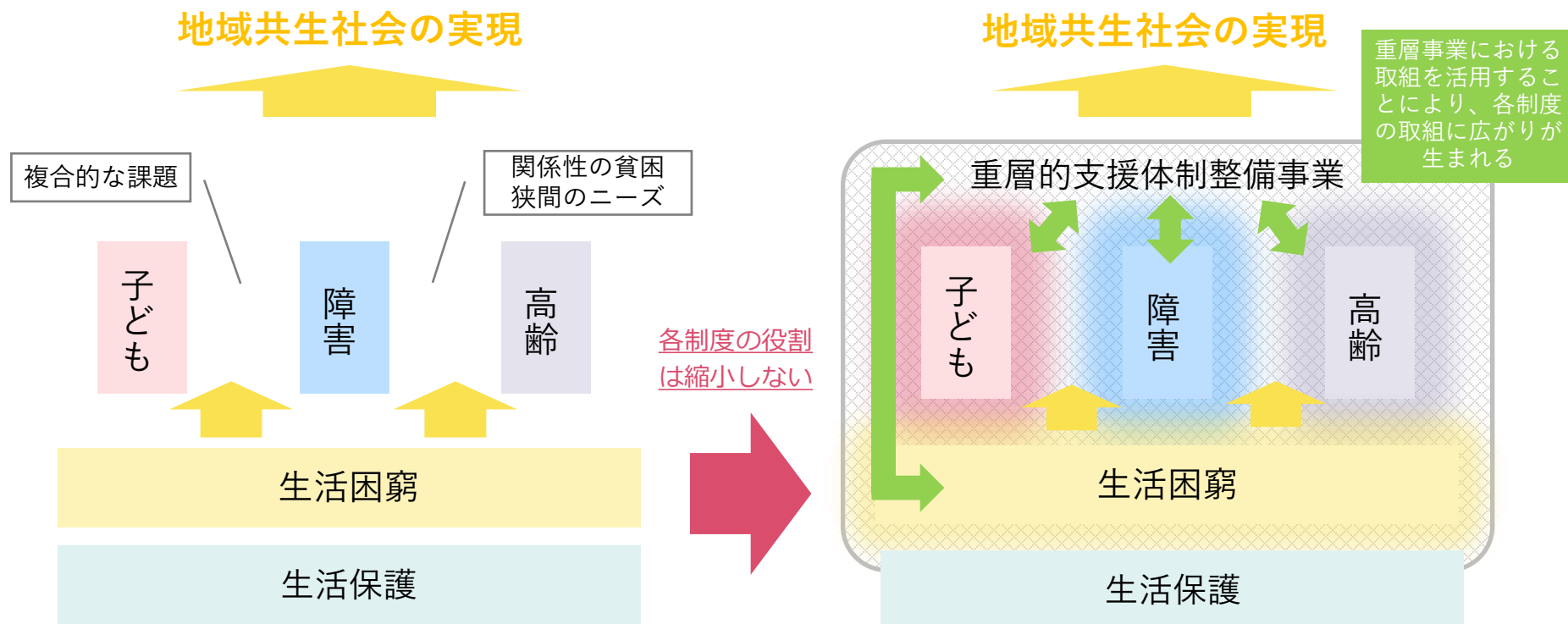
重層的支援体制整備事業とは、以下の表に掲げる事業を一体的に実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業

		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	相談支援	【介護】 地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】 障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】 利用者支援事業
	ニ		【困窮】 自立相談支援事業
第2号		参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新
第3号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】 一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
	ロ		【介護】 生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】 地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】 地域子育て支援拠点事業
			【困窮】 生活困窮者支援等のための地域づくり事業
第4号		アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	新
第5号		多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新
第6号		支援プランの作成（※）	新

（※）支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

重層的支援体制整備事業と生活困窮者自立支援制度の関係性


- 生活困窮者自立支援制度は、重層事業を構成する重要な制度である。
- 重層事業は、一体的実施の対象とされた各事業の機能を代替するものではなく、従来のどの制度でも対応が難しい地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、制度間の連携を容易にすることにより、市町村における包括的な支援体制を整備するものである。
- 他方で、重層事業における参加支援事業や地域づくり事業等の取組を活用することにより、生活困窮者自立支援制度としても各事業の取組や支援方法等に広がりが生まれる。



- 生活に困窮している方への支援の入口、きっかけ
- 食を通じたネットワーク構築
 - 他分野との連携促進
- 困窮者等の社会参加の機会の創出
- 食品ロス削減に係る取組の促進
 - 食品の寄付・フードドライブ

食支援の活動によって生じる、さまざまな「つながり」

- 地域住民や企業が、地域活動に参加するきっかけとなる
- 生活に困窮する方から「助けて」と言える、相談支援機関とのつながり
- 各種福祉制度の対象とならない方への具体的な支援ツール
- 「食」を通じた居場所など、人々の「つながり」



- 食支援の活動を通じて、地域住民や企業、民間支援団体、各種相談支援機関、行政機関などの関係機関が連携・協働することにより、更なる活動が生まれることが期待される。

- 地域のなかで様々な活動が生まれることが、支え合える地域づくり、地域における包括的な支援体制の構築につながっていく。